

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県警察交通安全センターにおける手数料の徴収に関する条例		
条 例 番 号	昭和 42 年神奈川県条例第 37 号	法 規 集	第 15 編第 6 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	警察本部交通部交通総務課		
条 例 の 概 要	神奈川県警察交通安全センター（以下「交通安全センター」という。）で行う運転者の性格等に関する適性検査（以下「適性検査」という。）の手数料の徴収に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例に規定する事務は、交通安全センターで行う適性検査受検者のために行うものであり、地方自治法第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定に基づき、その事務に係る手数料の徴収に関する事項を定めている必須の条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	適性検査の種別ごとに手数料の額を明確に規定する等しており、本条例により、交通安全センターで行う適性検査の手数料の徴収が的確に行われており、有効に機能している。 なお、手数料の額は、それぞれの事務に要する人件費等を考慮して算定しており、適正なものとなっている。	手数料収入額 ・平成 16 年度 98 万 4,020 円 ・平成 17 年度 97 万 8,690 円 ・平成 18 年度 86 万 0,020 円 ・平成 19 年度 73 万 1,400 円 ・平成 20 年度 98 万 0,820 円
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	この条例に規定する手数料の徴収手続は、納付時期を前納とし、納付の手数料を不還付とする等、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	安全で円滑な交通環境の確立を図るものであり、「犯罪のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合計画である「神奈川力構想」に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	地方自治法第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>